

重要事項説明書 (訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション笠井
所在地	〒431-3104 静岡県浜松市中央区貴平町 562
事業所指定番号	2 2 6 7 2 9 0 3 9 9
事業所電話番号	0 5 3 - 4 4 3 - 8 5 5 5
管理者	山西浩史
サービス提供地域	浜松市中央区・浜名区 (対象外の地域あり※別紙参照) 磐田市(竜洋・豊田・磐田豊岡)

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者 (管理者兼看護師)	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4 名 (常勤) 4 名 (非常勤)
理学療法士 作業療法士	状態の安定している方に対して、身体への運動・A D L 動作訓練のリハビリテーションを行います。	4 名 (常勤) 4 名 (非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (注) 年末年始(12/29～1/3)、土日はお休みとさせていただきます。	午前 8:30 から午後 5:30 まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護を行っています。

※緊急時の訪問看護(24 時間対応) 利用する 利用しない

4. サービス利用料及び利用者負担

- 1) サービス利用料及び利用者負担は別紙に記載。
- 2) 金額は介護保険法に基づく法定利用料です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。
- 4) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

5. サービス内容

- 1) 病状の観察：病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍等のチェック、異常の早期発見等
- 2) 療養生活上のケア・指導：清潔、食事、排泄等の介助・指導等
- 3) 薬の相談・指導等：薬の作用副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認等
- 4) 医師の指示による医療処置：点滴、カテーテル管理（胃瘻、尿留置カテーテル等）、インシュリン注射等
- 5) 医療機器の管理：在宅酸素、人工呼吸器等の管理等
- 6) 褥瘡予防・処置：褥瘡防止の工夫や指導、褥瘡手当て等
- 7) 認知症・精神疾患のケア：利用者と家族の相談、対応方法の助言等
- 8) 介護予防：健康管理、低栄養や運動機能低下予防の助言等
- 9) 家族等への介護支援・相談：介護方法の指導、病気や介護に関する相談、療養環境の整備・福祉用具導入・住宅改修等への助言等
- 10) リハビリテーション：拘縮予防や機能回復訓練、日常生活動作の訓練、肺炎予防や摂食・嚥下機能訓練、社会復帰への支援等
- 11) ターミナルケア：緩和ケア、がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援、家族（遺族）への精神的支援等
- 12) 在宅移行支援：入院先の医師や看護師等との連携、退院後の在宅療養の準備や指導等

(1) 事業者は、次の日程により指定訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供します。

(2) サービスは、「(介護予防) 訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	日程	時間帯	内容（概要）
①		～	
②			
③			

6. 秘密の保持と個人情報保護について

- 1) サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 2) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

7. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者：管理者 山西浩史
- 2) 定期的に職員に対し虐待防止のための研修を実施します。
- 3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 4) 虐待等の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合、高齢者虐待防止法の規定に基づき、速やかに各担当地域の地域包括支援センターまたは区役所の窓口へ連絡します。

8. 感染管理について

- 1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) ステーションにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないよう、次に掲げる措置を講じます。
 - ①ステーションにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
 - ②ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

9. 業務継続計画の算定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。
- 4) 社会情勢及び天災時の訪問看護について、下記の対応をさせていただきます。

- ①社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ②社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

10. ベースアップ評価料について

1) ベースアップ評価料とは、昨今の看護職員の処遇改善問題を受けて、令和6年度より看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師・事務職員・歯科技工所等で従事する者を除く）について賃上げを実施していくことを目的とした評価料です。

- 2) 厚生労働省の指針に沿い、利用者様からのご負担により行うことが定められています。
- 3) 年2回の報告書の提出が義務付けられています。

11. 訪問看護医療DX情報活用について

1) 居宅同意取得型のオンライン取得確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し、その活用によって質の高い訪問看護を提供できるように取り組みます。

- ①電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行なっています。
- ②電子資格確認を行なう体制を有しています。

12. キャンセル

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
キャンセル料については、2,000円を徴収いたします。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、その限りではありません。

連絡先：訪問看護ステーション笠井

(電話番号) 053-443-8555

- 2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用日の前営業日の営業時間内にご連絡ください。

13. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。

苦情相談担当者 管理者 山西浩史

受付日時 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、12月29日～1月3日を除く）

連絡先 訪問看護ステーション笠井 053-443-8555

電話対応時間 8:30～17:30

《行政の苦情相談窓口》

担当部署		連絡先
浜松市介護保険課		053-457-2875
中央福祉事業所 長寿支援課	中央区役所内	053-457-2324
	東行政センター内	053-424-0184
	南行政センター内	053-425-1572
浜名福祉事業所 長寿保険課	浜名区役所内	053-585-1122
磐田市高齢者支援課		0538-37-4869
静岡県国民健康保険団体連合会（苦情専用）		054-253-5540

14. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

サービス提供地域 対象外の地域一覧【中央区】

あ行	(い) 伊左地町、入野町(お) 大久保町、大人見町、大平台一丁目～四丁目、大山町
か行	(か) 神ヶ谷町、神原町、館山寺町(き) 協和町(く) 呉松町(こ) 湖東町、古人見町
さ行	(さ) 桜台一丁目～六丁目、佐浜町 (し) 志都呂一丁目～二丁目、志都呂町、篠原町、庄内町、庄和町、白洲町(せ) 西都台町
た行	(つ) 坪井町
な行	(に) 西鴨江町、西山町
は行	(ひ) 平松町(ふ) 深萩町
ま行	(ま) 舞阪町(長十新田、浜田、弁天島、舞阪)、馬郡町(む) 村櫛町
や行	(ゆ) 雄踏一丁目～二丁目、雄踏町(宇布見、山崎)
わ行	(わ) 和光町、和地町
	(お) 大原町(と) 豊岡町(ね) 根洗町(は) 初生町(ひ) 東三方町(み) 三方原町、三幸町

【浜名区】

あ行	(い) 引佐町(井伊谷、伊平、奥山、金指、狩宿、川名、黒淵、渋川、四方浄、白岩、田沢、田畑、柗窪、・荷、西久留女木、西黒田、花平、東久留女木、東黒田、別所、的場、三岳、谷沢、横尾)
さ行	(し) 神宮寺町、新都田一丁目～五丁目
た行	(た) 滝沢町
は行	(ほ) 細江町(小野、気賀、中川、広岡、三和)
ま行	(み) 三ヶ日町(宇志、大崎、大谷、岡本、上尾奈、駒場、佐久米、下尾奈、只木、都筑、津々崎、釣、鶴代、日比沢、平山、福長、本坂、摩訶耶、三ヶ日)、都田町
わ行	(わ) 鷺沢町
あ行	(あ) 青谷、・窪、阿寺(い) 石神、伊砂(お) 大川、大栗安、大谷、小川
か行	(か) 上野、神沢(く) 熊
さ行	(さ) 佐久、佐久間町(相月、浦川、大井、奥領家、上平山、川合、佐久間、戸口、中部、半場) (し) 次郎八新田(そ) 相津
た行	(た) 只来、龍山町(大嶺、下平山、瀬尻、戸倉)(つ) 月
な行	(な) 長沢(に) 西雲名、西藤平
は行	(は) 春野町(筏戸大上、砂川、石打松下、石切、和泉平、大時、小俣京丸、川上、胡桃平、気田、越木平、五和、杉、田黒、田河内、長蔵寺、豊岡、花島、堀之内、牧野、宮川、領家) (ひ) 日明、東雲名、東藤平 (ふ) 二俣町(阿蔵、大園、鹿島、二俣、南鹿島)、懐山、船明
ま行	(み) 水窪町(奥領家、地頭方、山住)、米沢
や行	(や) 山東、谷山(よ) 横川、横山町
ら行	(り) 両島、緑恵台
わ行	(わ) 渡ヶ島